

「わらじで歩こう七ヶ宿」中止のお知らせ

令和2年8月22日(土)・23日(日)に開催を予定しておりました「七ヶ宿火まつり」および「わらじで歩こう七ヶ宿」について、新型コロナウイルスの感染症の終息が不透明な中、万全の体制で開催することが困難であると判断し、誠に残念ながら今年度は中止させていただくこととなりました。

1日も早い終息を祈念するとともに、来年は開催を楽しみにされている皆様を安心してお迎えしたいと考えておりますので、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

●担当 七ヶ宿町観光協会(ふるさと振興課内) ☎37-2177

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のご案内

●制度の概要

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

●支給対象者等

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。



●支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

●お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114 (担当:橋本)

七ヶ宿町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

5月14日に「緊急事態宣言」が解除されました。感染者の減少や緊急事態宣言の解除は町民の皆様の献身的な努力とがんばりの成果であると思います。

しかし、全国状況を見れば終息からは未だほど遠く、移動自粛を解除して間もなく感染者の数が増加した北海道などの事例もあり、感染の「第2波」が起こりうる危険性も十分にあります。これからも気を緩めることなく、「うつさない、うつらない」の意識をもって、新たな感染拡大防止に向けた取り組みを継続していく必要があります。

【感染防止の3つの基本】

1. 身体的距離の確保
 - ・人との距離はできるだけ2m(最低1m)空ける
 - ・会話の際は可能な限り真正面を避ける
2. マスクの着用
 - ・屋内にいるときや会話をするときには症状がなくてもマスクを着用する
3. 手洗い
 - ・家に帰ったら手洗いうがいを行い、できるだけすぐに着替える
 - ・手洗いは30秒程度水と石けんで丁寧に洗う

簡単なことのように思えますが、意識して続けることはとても大変なことです。しかし、このように一人ひとりが緊張感を持って感染拡大防止に努めることで、自分自身だけでなく、身近にいる大切な人の健康、命を守ることに繋がります。

これからも、正確な状況や情報の提供、支援に努めてまいりますので、皆様には引き続き、不要不急の外出を控えるなど、感染予防対策にご協力をお願いいたします。

●お問い合わせ 新型コロナウイルス感染症対策本部 総務課 ☎37-2111

消防署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う救急隊員の服装にご理解ください

新型コロナウイルス感染症が全国で拡大しています。仙南地域広域行政事務組合消防本部(白石消防署七ヶ宿出張所)では、救急隊員や町民の皆様に感染を拡大させないためにも、新型コロナウイルス感染症の有無に関わらず救急隊員の防護服の強化を行っています。写真のような防護服を着用し出動しておりますが、必ずしも新型コロナウイルス感染症の患者さんに対応しているわけではありません。患者さんやご家族を誹謗中傷したり、正確でない情報の発信はやめましょう。



また、防護服を着用した救急隊員や救急現場を、カメラやスマートフォン等で撮影したり、SNSなどに投稿することはやめましょう。ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

●お問い合わせ 白石消防署七ヶ宿出張所 ☎37-2100